

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	交通政策課

契約業者名・住所	みずほ東芝リース株式会社・東京都港区虎ノ門1-2-6
工事等の名称	馬橋駅西口第2自転車駐車場入退場管理装置機器賃貸借（再リース）
工事等の場所	松戸市西馬橋蔵元町42
種別	自転車駐車場入退場管理装置機器の賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
契約金額	881,760円
工事等の概要	馬橋駅西口第2自転車駐車場で使用する入退場管理装置機器の賃貸借
随意契約の理由	<p>馬橋駅西口第2自転車駐車場で使用している入退場管理装置機器については、令和8年3月31日を以てリース期間が満了となりますが、機器メーカーに確認したところ、設置機器の状態は良好であり、継続使用が可能であることを確認しました。</p> <p>また、当該機器を継続使用することは、新たに機器を調達する場合と比較して経費の削減が見込まれます。</p> <p>なお、当該機器の継続使用に当たっては、契約の性質上、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものです。</p>